

## 日本水道協会 水道用品試験に関する規則

水協発第984号

昭和52年1月31日制定

平成15年3月31日改正

第1条 この規則は、日本水道協会（以下、「本会」という。）が、水道用品の検査に必要な各種の試験について、製造工場から依頼をうけて行う場合これに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 試験は、日本工業規格、日本水道協会規格、検査通則及び検査施行要項の定めにより行う。

ただし、注文者の仕様書により行う場合は、この限りではない。

第3条 本会に試験を依頼しようとするものは、試験依頼書（第1号様式）を提出し、別に定める試験手数料を納付しなければならない。

第4条 本会は、試験手数料明細書（第2号様式）及び試験成績書（第3号様式）を作成し、試験依頼者に発行する。

第5条 試験依頼者は、試験成績書の再発行を請求することができる。

この場合は、別に定める検査証明書再発行手数料により納付しなければならない。

### 付 則

この規則は、昭和52年3月1日から施行する。

### 付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

受付年月	年 月 日		
受付番号	No		
<p><b>試 験 依 頼 書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>日本水道協会 御中</p> <p style="text-align: right;">依頼者所在地_____</p> <p style="text-align: right;">工 場 名_____</p> <p>下記について、日本水道協会水道用品試験に関する規則により、試験を依頼いたします。</p>			
材 質		品 名	
依頼試験項目	数 量	試料採取年月日	適用規格
引 張			
硬 さ			
荷 重			
備  考			

試験手数料明細 ( 年 月分)

No. \_\_\_\_\_

依頼者名 \_\_\_\_\_ 様

社団法人 日本水道協会

依頼試験 項目	試 験		
	数	単価 (円)	手数料 (円)
引 張			
硬 さ			
荷 重			
試験手数料合計			円

(注) この「試験手数料明細書」は請求書ではありません。試験手数料は月集計のうえ請求します。



## 試験成績書

試験依頼年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 工場名 \_\_\_\_\_  
 依頼品名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_  
 試験事項 \_\_\_\_\_

品名	規格	引張試験				荷重試験		判	備考
		引張強さ		伸び		荷重	伸び		
		試験片の種類		%以上					
試験片記号	最大荷重	引張強さ	伸び	N	N/mm <sup>2</sup>	N	%		
試験採取年月日	径	有効断面積	最大荷重	引張強さ	伸び	荷重	伸び		
	mm	mm <sup>2</sup>	N	N/mm <sup>2</sup>	%	N			

試験担当者

試験の結果は、上記のとおりであります。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 日本水道協会 社団法人

